

盛岡市監査委員告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 25 年 4 月 26 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 12 月 28 日付け 24 盛監第 92 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 保健福祉部及び盛岡市保健所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

24 盛福児第 308 号

平成 25 年 1 月 15 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 12 月 28 日付け 24 盛監第 92 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 保健福祉部 児童福祉課 ）

- (1) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 1 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 3 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 公印の使用について

ア 措置の内容

課内会議において、課員に対し公印取扱規程の遵守について徹底するとともに、公印管理者等に公印管理の徹底を要請した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印の使用の際に、公印管理者等（地域福祉課職員）が不在であったことから、他の職員から口頭により承認を得て公印を使用した。その後、公印使用承認を得なかったことが原因である。

今後においては、公印取扱規程第 8 条を遵守し、公印管理者等の承認を得た後、公印管理者等の面前で使用することを徹底し、再発防止に努める。

(2) 時間外勤務手当について

ア 措置の内容

実地監査期間中に指摘のあった時間外勤務手当について、再計算を行ない平成 24

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

年 11 月 29 日に追給及び返納の手続を行った。

イ 原因，予防策及び経過等を含めた内容

本人，所属長及び庶務担当者の確認不足によるものであった。

勤務実績報告書の記載について，集計及び決裁の際，本人，庶務担当者及び決裁権者の複数での確認体制を強化し，再発防止に努める。

24 盛福介第 1110 号

平成 25 年 1 月 31 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤尾 善一
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 12 月 28 日付け 24 盛監第 92 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 保健福祉部 介護高齢福祉課）

- (1) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 5 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、時間外・休日等勤務命令表における勤務区分の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 公印の使用について

ア 措置の内容

公印の使用に当たっては、盛岡市公印取扱規程に基づき、使用承認の徹底について職員を指導するとともに、公印管理者等にも公印押印文書の確認を徹底するよう要請した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印使用の際、複数の原議をまとめて使用承認を受ける際に、全ての原議について使用承認を得たものと誤認したことが原因である。

今後は、原議と押印承認文書を必ずセットで公印管理者等に提示し、承認を受け押印することにより再発防止に努める。

(2) 時間外勤務手当について

ア 措置の内容

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

実地監査期間中に指摘のあった時間外勤務手当について、勤務区分の記載誤りを訂正し、平成 24 年 12 月 21 日に追給を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人、決裁権者及び庶務担当者の確認不足が原因である。

今後は、勤務区分の確認を徹底するとともに、集計時には庶務担当者及び担当係長等の複数で点検するなど確認体制を強化し、再発防止に努める。

24 盛福介第 5091-1 号

平成 25 年 2 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 12 月 28 日付け 24 盛監第 92 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健福祉部 高齢者支援室）

- (1) 費用弁償の支給に当たり、日帰り旅行旅費の報告誤りにより、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該費用弁償について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。
- (2) 時間外手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外手当が支給されているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。
- (3) 時間外手当の支給に当たり、勤務時間数及び合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りがあるものが 4 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

- (1) 日帰り旅行旅費の支給額に誤りのあるもの

ア 措置の内容

実地監査期間中に指摘のあった日帰り旅行旅費について、平成 24 年 12 月 4 日に追給及び返納の手続きを行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

日帰り旅行旅費入力時の誤りが原因である。

今後は、日帰り旅行命令簿と日帰り旅行旅費報告書の確認を本人、庶務担当者及び決裁権者の複数で行い、再発防止に努める。

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

(2) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務について

ア 措置の内容

実地監査期間中に指摘のあった時間外勤務手当について、平成 24 年 12 月 12 日に返納 1 件の手続きを行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁権者及び本人の確認不足が原因である。

今後においては、決裁手続きの完了について所属長及び庶務担当者の確認を徹底し再発防止に努める。

(3) 勤務時間数及び合計金額の算定誤りについて

ア 措置の内容

実地監査期間中に指摘のあった時間外勤務手当について、平成 24 年 12 月 12 日に追給及び返納の手続きを行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人、庶務担当者及び決裁権者の確認不足が原因である。

指摘のあった時間外勤務命令簿の時間数及び集計の記載の誤りについて、室全職員に注意喚起を行うとともに、今後は、本人が記載する際の時間数の確認、所属長決裁時のチェック及び庶務担当者による集計確認等、複数チェック体制により再発防止に努める。

24 盛北保第 1 号

平成 25 年 1 月 21 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 12 月 28 日付け 24 盛監第 92 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 きたくり保育園 ）

時間外勤務手当の支給に当たり、勤務実績報告の報告誤りにより、支給額に誤りのあるものが 2 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

実地監査期間中に指摘のあった時間外勤務手当について、再計算を行い、平成 24 年 12 月 7 日に追給の手続きを行った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

勤務実績報告を誤って入力したことが原因である。

今後は、決裁の際、本人、庶務担当者及び所属長での確認を強化し、再発防止に努める。

24 盛上保第 1 号

平成 25 年 1 月 21 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 12 月 28 日付け 24 盛監第 92 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 うえだ保育園 ）

時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について時間外勤務手当が支給されているものが 3 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

指摘のあった時間外勤務手当について、平成 25 年 1 月 7 日に返納の手続きを行った。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

所属長及び職員の確認不足によることが原因である。

今後は、決裁にあたっては、確認を徹底するよう職員に指示するとともに、集計・報告時における庶務担当者及び決裁権者複数で確認を行うことにより再発防止に努める。

24 盛保健第 277 号

平成 25 年 1 月 16 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男 様
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一 様
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三 様
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 12 月 28 日付け 24 盛監第 92 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 盛岡市保健所 健康推進課）

- (1) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 5 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、休日勤務手当を支給された週の週休日（振替勤務）の勤務時間に対して、時間外勤務手当を支給しているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 公印の使用について

ア 措置の内容

職員に対し盛岡市公印取扱規程に基づき使用承認の確認を徹底するよう指導するとともに、公印管理者等に対し、原議と公印押印文書の確認を徹底するよう要請した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

複数の原議をまとめて使用承認を受ける際に、全ての原議について使用承認を得たものと誤認したことが原因である。

今後は、所属内で再確認し、公印使用の際には、原議と押印承認文書をセットで公印管理者等に提示し、承認を得ることにより再発防止に努める。

(2) 時間外勤務手当について

ア 措置の内容

実地監査期間中に指摘のあった時間外勤務手当について、平成 24 年 12 月 17 日

様式第 15 号 措置状況通知書（その 1）（第 8 関係）

に返納を完了した。

イ 原因，予防策及び経過等を含めた内容

週休日振替等にかかる時間外勤務手当の支給に関する規定についての理解が不足していたことが原因である。

課員全体に支給割合についての基準について周知するとともに，時間外勤務命令の取りまとめ時における職員本人，庶務担当者及び決裁権者の確認体制を整え，再発防止に努める。

24 盛保予第 132 号

平成 25 年 1 月 8 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 藤 尾 善 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 12 月 28 日付け 24 盛監第 92 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 保健予防課）

時間外勤務手当の支給に当たり、週の正規の勤務時間を超えて勤務を命じられた職員について、該当する勤務時間に係る時間外勤務手当の支給が行われていないものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

平成 24 年 11 月 27 日までに追給の手続きを行った。

(2) 原因、予防策及び経過等を含めた内容

本人の時間外勤務命令表への記載漏れと、所属長及び庶務担当者の週休日の振替簿の確認不足が原因である。

今後は、課員全員に「チェックシート」による確認を周知するとともに、所属長及び庶務担当者が時間外勤務命令表及び週休日の振替簿の確認を徹底し、再発の防止に努める。